

平成 28 年度 第 2 回 清瀬市史編さん委員会
議事要旨

日 時： 平成 28 年 11 月 24 日（木）
午後 1 時 30 分～3 時 30 分

場 所： 清瀬市健康センター第 1 会議室

出席委員： 根岸茂夫、栗山 究、浅倉直美、高村聰史、齊藤隆雄、坂間和英、
岡田耕輔、黒田一美、小西一午、中澤弘行（10 名）

欠席委員： 黒川徳男、谷口康浩、齊藤靖夫（3 名）

事務局： 企画部長、市史編さん室長、市史係 2 名（4 名）

《次 第》

1. 開 会
2. 清瀬市史編さん委員委嘱について
3. 専門部会活動報告
4. 市制施行 50 周年記念の取り組みについて
5. 『市史研究 きよせ』第 2 号について
6. その他
7. 閉 会

《配布資料等》

1. 会議次第（平成 28 年度 第 1 回 清瀬市史編さん委員会 次第）
2. 普及啓発版について【資料 1】
3. 『市史研究 きよせ』第 2 号構成案【資料 2-1】
『市史研究 きよせ』論文投稿規定【資料 2-2】

《審議経過》

1. 開 会

委 員 長 本日はお忙しい中、また 54 年ぶりという 11 月の雪の中、お集まりいただきありがとうございます。これより、平成 28 年度第 2 回清瀬市史編さん委員会を開催します。

議題に入る前に、事務局より配布資料についてご説明いただきます。

事 務 局 （配布資料について説明）

2. 清瀬市史編さん委員委嘱について

委員 長 では、議事に移ります。「清瀬市史編さん委員委嘱」について、事務局からご説明願います。

事務局 任期満了にともなう委員委嘱に関し、規則では再任を妨げないことになっておりますことを前回委員会でお伝えしました。その後、退任のご意向やお問い合わせ等ございませんでしたので、全員再任ということで対応させていただきたいと思っております。新たな任期での委嘱状を本日配布させていただきました。改めまして今後ともお力添えいただきたくよろしくお願ひ致します。

委員 長 よろしいでしょうか。

委員 了承

委員 長 それでは、今後ともよろしくお願ひ致します。

3. 専門部会活動報告

委員 長 続きまして、議題3「専門部会活動報告」に移りたいと思っております。部会長の先生方から各部会の活動の進捗状況をご報告いただきます。

考古部会は部会長の谷口先生が本日欠席ですので、時代順にまず古代・中世部会の報告を浅倉先生からお願いします。

古代・中世部会長 古代・中世部会では4年後刊行の資料編に向けて、古文書の調査を中心に活動しています。古代・中世は長い時代にわたるので、古代班、中世前期班、中世後期班の3つのグループに分かれて活動をしています。調査対象となる古文書が一番多く残されているのが中世後期で、室町、戦国時代の古文書を調査することで、それらを最大限に生かした資料編を刊行すべく調査をしております。

4月以降、千葉県立文書館、埼玉県立文書館、福井県越前大野市での調査を行いました。また、米沢市の上杉博物館では国宝指定の貴重な文書も含む100点近くを調査しました。

現在、これらの資料についてまとめつつ、現地で撮った写真に付ける説明文をつくる作業を続けています。写真を活かす資料集の刊行にむけて活動を続けたいと考えています。

古代・中世部会のテーマのひとつは北条氏照です。今年は八王子を訪ね、菩提寺や、初期の段階の居城である滝山城を歩いて堀の状況を詳しく見るなどしてイメージをふくらませているところです。

委員長／近世部会長 ありがとうございます。

次に、近世部会について私からご報告します。まだ部会を立ち上げておりませんで、ひとりで見られるところを調査しているところです。

市内の文書はかつて郷土博物館で整理しており、さらに新しい史料はそれほどないので、対象を市外周辺に広げて資料を調べています。

たとえば、東久留米の南沢村の安政5年、西暦1858年の宗門人別帳です。今でいうところの戸籍で、家族構成と人名、どの寺の檀家かが書かれています。中には奉公に行った記事もあります。清瀬は奉公先の中に出てきませんで、清瀬との直接の関連は見付からないのですが、東久留米は隣村ですので、史料のない清瀬にとっては参考になるかなと考えています。

また、近世後期の村絵図ですが、東久留米の黒目川沿いの村落の様子は、柳瀬川沿いの下宿の村落との比較検討ができますので、そうした資料を集めているところです。持参した絵図を回覧しますので、ご覧ください。もうひとつ関心を持っているのは、現在の下宿で1650年ごろの領主として見える石川播磨守という人物です。その系譜を追うと、子孫が茨城の下館2万石の藩主になっています。茨城県の歴史館に行き、石川家の文書を確認したところ、下宿にいたのは5~6年だけで、その関係史料は見当たりませんでした。さらに調べて史料を見つけたいと思い、手をまわしているところです。近世については以上です。

続きまして、近代、現代部会のご報告を高村先生からお願いします。

近代部会長

現代部会長の黒川先生が本日欠席ですので、近代、現代をまとめて私からご報告いたします。

近代部会、現代部会では、さまざまな資料にあたっているところです。都立公文書館、国立公文書館、国会図書館の憲政資料館の資料などを見えています。占領期の資料なども集まっています。

先日は、齊藤靖夫さんからききとり調査を行いました。戦争のこと、農協のことなど貴重なお話を伺いました。また続きのお話を聞かせていただく予定です。

近現代について、時代的には6つくらいに区分できるかと思っています。第1期は品川県から村政に入っていく時期、第2期は東京への編入から日露戦争の時期、第3期は大正期、第4期が昭和の戦前期、第5期が戦後期、第6期が現代という区分です。

それぞれについて、政治、行政、軍事、経済、教育、といった資料を盛り込んでいきたいと思っています。

教育については、清瀬小学校、東星学園の資料を見せたいと思っています。また、商工会は去年50周年という歴史があるとのことで、そちらの資料も見たいと思っています。このあたり事務局から連絡をとって見ていただけたらと思っています。

それから、東京編入のあたりで問題になってくる民権運動についても、

資料を集めたいと思っています。

近現代の全体のテーマとしては、景観、まちの変遷について着目していきたいと思っています。結核療養所や軍事施設がつくられてから、おおまかにいえば線路の南北で街の顔が違っている。それがどういう経緯を経て現代に至ったかを押さえつつ資料編を作っていきたいと考えています。

また、人にも着目したいと考えています。医療に関係した人たち、療養所にいた人たち、俳句の方、女性、そうした人たちの視点がわかる資料を示したいと思います。聞き取り調査も続けたいと考えています。近い時代にも知らないことがたくさん埋まっていますので、そういったところから拾っていききたいと思っています。経済人、文化人にもあたりたいと考えておりますので、ぜひという方があればご紹介ください。

委員 長
副市 長

部会については以上ですが、ご意見、ご質問いかがでしょうか。

市史編さん事業の全体について進捗状況が分かりづらいところがあります。まだ入り口の段階ですし部会によって進め方もまちまちですので、まだよいと思うのですが、来年、再来年あたり、全体としてどの程度進んでいるのかが見えると、市側としてはありがたいと思います。

委 員

今のご意見に関連して、今日午前中、博物館協議会があったのですが、博物館協議会の委員からも、同様の声が上がっていました。もう章立てなど細かい所まで決まっているのか、といった質問があり、こういうことを入れてほしいといった希望がありました。まだ時間がかかること、中身は調査中だということは話したのですが、そういうやりとりがありました。

委 員 長

貴重なご意見をありがとうございます。各部会の方でもそうしたことを考えていきたいと思っています。よろしいでしょうか。

委 員

了承

4. 市制施行 50 周年の取り組みについて

委 員 長

続きまして、市制 50 周年記念の取り組みについて、副市長からお話いただけますか。

副市 長

【資料 1】をご覧ください。市制施行 50 周年にともなって記念の冊子を作りたいということで、すでに皆さまからのご意見をいろいろ頂戴しているところです。ご意見をふまえて事務局で概要と構成案等をまとめました。

基本的な考え方として、多くの市民の方々にとってわかりやすいもの、気軽に手に取っていただけること、ということであまり厚くなく 50 ページ程度の冊子を考えています。親しんでいただくという観点ではなるべ

く写真を多く使い、解説文を添えるという形がよいかと思えます。資料に誌面のサンプルがありますが、写真で今と昔の対比がわかるような構成を考えました。内容構成は別紙をごらんください。写真がある時代は写真を、古い時代については今につながるいきさつがわかるような絵図と解説、巻末に資料として航空写真、文化財・伝統芸能・祭等、年表、といった構成を考えています。概ねご理解いただけましたら、後は市の方におまかせいただいてこの内容に沿って、途中で報告しつつ進めたいと考えています。

委員長

ありがとうございました。案として、写真を多く取り入れて、解説も平易なものにする、広く市民に親しまれるような内容にする、気軽に手に取って読みやすい形態として50ページ程度の冊子ということで案を出していただきました。

近代以降、写真が出てくるといって昭和以降が中心になろうかと思えますが、全体の流れの前提として、考古、古代では見開きに清瀬市内と周辺の遺跡分布図で、縄文時代や弥生時代に人々がどこに住むようになったかを示し、地形図とあわせて東山道はどこを通過していたか、悲田処はどこにあったと考えられているのか、といったことを地図や図で示せればと思います。

中世については、清戸番所がどこにあったかについてはよく語られますが、なぜつくられたかを考えることが重要です。八王子、清瀬、岩槻という線上で、後北条氏や太田氏の勢力、大石氏の動向などといった問題が地図上でわかりやすく見られた方が全体としての清戸番所の意味がわかるのではないかと、そうした地図に簡単な解説を加えて図を中心に示してはどうかと考えました。

近世の場合、地域的に大きく編成されたのは鷹場の問題です。中清戸に鷹場の御殿があったりする。それらの位置づけを考えておく必要があります。また、清瀬の村絵図ですが、下宿の絵図は柳瀬川沿いにつくられた古代・中世以来の村落が近世にどう展開していくのかを示すよい資料ですし、上清戸は清瀬のなかで一番新しい新田であって、そうした武蔵野台地上の新田と、川沿いの古い村落とを対照しながら簡単な解説を書いていけば、土地の性格や、そこに住んだ人の生活を考えながら示せるのではないかと考えています。

こうした図や解説の後を、近代以降につなげていければよいのではないかと考えます。

近代の行政区画の変遷、清瀬が品川県となったり、神奈川県となったり、というなかで、秋津も清瀬といっしょだったのが途中で別れていった経緯なども示せればよいかと思えます。

さまざまな写真を使いながら、かつての様子、景観、人々の生活を描き出していくのはよいと思います。写真に絵解きがついているのは非常によい工夫です。写真だけの提示は不明な被写体も多く、絵解きがあることが助けになります。たいへんな作業と思いますが、これがあることでいい記念誌になると思います。

ご意見、ご質問いかがでしょうか。

委員 さきほど絵図の話が出ましたが、中里の絵図も天保年間のものがあります。

委員 中里の絵図には高札板の場所も書き入れられています。

委員長 それは貴重ですね。情報をありがとうございます。

委員 もうひとつ、行政区画の話が出ていましたが、博物館の方でも似たような点で時間をかけて作業をしているのですが、市史との連携が必ずしもよくとれてないようです。できれば博物館にひとり市史にかかわる人がいたほうがよいと思うのですが、博物館もマンパワーの面で余裕がないのが課題です。いずれにせよ似たようなことが重複しているところがあり、博物館には資料があるものもありますので、もう少し連携を強めたいところです。

委員長 博物館との連携は確かに重要になると考えます。

委員 市制施行 50 周年の記念誌と、市史の普及啓発版は、別に出すのではないのですね。50 周年の記念誌は市で出すとしても、普及啓発版は、市民協働の視点からも市民としてぜひ参加したいと思っていましたが。

委員長 普及啓発版は市史編さん事業の一環として出すものですが、平成 32 年刊行を予定しており、市制施行 50 年の記念誌の性格も帯びています。

今回の提案は、これまでのご意見をふまえて大枠こういう構成にしたいということであって、細かいところで委員の方々、市民の方々の意見を取り入れ盛り込んでいくことを否定するものではないと思います。

副市長 市制施行 50 周年の年に出すものですので、写真を見ながら解説を見て昔はこうだったのか、ということがわかるものにしたい、併せて学校の教材としても使っていただいたらどうかと考えています。細かいこと、専門的なことまで入れると間に合わないかとも思いますので、今ある写真等の資料で、専門の先生方の手を煩わせない範囲で作れたらと思います。

委員 ここ 50 年くらいの市のことを中心に、地元の委員などを中心に編集できたらよいのではないですか。

委員長 理念は同じではないかと思いますが、こうしたらどうかといった具体的な案がありますか。

委員 清瀬のまちの歴史にはいろいろな人が関わってきています。医療、教育、産業、文化の各分野で貢献の大きかった人たち、また歴代首長などの人

物紹介をしていくのがよいと考えます。

委員長 伝記を集めてはどうかというお話ですね。貴重なお話だと思いますが、実務的にいうと、伝記を正確に書くのはとても長い時間がかかる気がいたします。誰を選ぶかも難しい問題です。何人かは写真で振り返る時に出てくると考えられますので、この構成案で進めても委員のお話が反映されないというわけではないと感じますが。

副市長 人物伝となると正確に伝えるのは非常に難しい上に、誰を選んで誰を選ばないかという問題もあります。委員長のおっしゃる通りで、時間的なこと、また冊子のボリュームも考えると間に合わないのではないかと考えます。

委員 50周年記念誌でなくとも、人物紹介は「市史で候」などでとりあげ、補足していけばいかがでしょうか。いずれは「市史で候」もひとつのものに集約されるのでしょうか？

委員 書き方の問題ではないでしょうか。委員会が認めたものとなると真実の歴史になりますので、むしろ個人が調べた範囲で個人の責任で発表して貰う方がよいと思います。委員会の活動として取り上げるには、客観性や公平性に関して大きな問題が生じると考えます。

委員長 先生方がいかがでしょうか。

近代部会長 近現代の方で、全体的なテーマとして、景観、町の表情の変遷を明らかにしていきたいということに加えて、人物に焦点をあてることを考えています。歴史をつくるのは人ですから。今後のインタビューを通じて、人に焦点を当てて重く扱いたいと思っていますので、その点ご安心いただきたいと思います。

委員 現『清瀬市史』に、村野家の江戸時代の年代記の一部が紹介されており、中には富士山の噴火のこと等も書かれている。こういった資料も50周年の記念誌で活かせるといいと思います。

委員長 「上清戸年代記」ですね。これは村野さんのお宅で持っておられ、私も原本を見せていただきました。2冊あって1冊は元禄ごろ書かれたもの、もう1冊は天保のころもう一度書き直され増補していますが、『清瀬市史』ではそれがきちんと書き分けられていないところがあり、史料として正確を期すには再度分析が必要と思っています。ただ、元禄のころあれだけの情報を上清戸村で名主が持っていたこと、生類憐れみの令を批判しているのですが、そのような見識を持っていたことに驚きました。その意味では重要だろうと思います。50周年記念誌よりもむしろ市史本編や資料集の目玉になるのではないかと考えます。

委員 清瀬の歴史の編さんをしていく中で、重要な個人の名前が出てくるのはよいと思いますが、あえてその人にスポットを当ててということではなく

- 流れの中でとりあげるべき人をとりあげることにしたほうがよいと考えます。
- 委 員 員 　　てっとり早く市民にわかってもらうには人物に焦点をあてたほうがよいという考えで提案しました。
- 委 員 長 　　市の刊行物に、簡単な評価をした文章を残すわけにはいきませんので、50周年の記念誌に伝記をまとめて掲載するのは、てっとり早く簡単に、とはいかないと考えます。著作権、知的財産の問題もあることですし、よほど気をつけて書かなくてはなりません。簡単にはできないことです。
- 委 員 員 　　平成32年度というと4年後ですからまだ時間があります。
- 委 員 長 　　実際の編集は、もっと大変なことです。集まった原稿を載せればよいということではありませんので、4年後の刊行までに時間があるとは言えません。
- 委 員 員 　　50周年記念誌の構成についてですが、カテゴリ別の項目立てになっていて、他市の地域ごとの編集よりもよいと思います。人物というカテゴリがあってもいいのかなとも思いましたが、お話を聞いて、難しいと思いました。
- もっと気軽にできる場所があれば私たちもお手伝いできるかなと思います。私たちの意見が反映される場というのは委員会の場以外にあるのでしょうか。
- 事 務 局 　　今、具体的には申し上げられませんが、そういう場をつくりたいと考えています。
- 委 員 長 　　基本的にこの案を認めていきながら、変えるところは少し変えて、ご意見を取り入れていく、ということで行うのはいかがでしょうか。
- 委 員 員 　　了承

5. 『市史研究 きよせ』第2号について

- 委 員 長 　　続きまして議題5「『市史研究 きよせ』第2号について」に移ります。第1号について、岩田書院の地方史研究雑誌を紹介する冊子『地方史情報』に、割に大きく取り上げられていました。岩田書院は歴史関係の本を多く出している出版社です。『地方史情報』は書店などに配布するもので研究者や郷土史家がよく使っているパンフレットですが、ここに載っているということは、注目されているということだと思います。1号はそうした評価をいただいているところですが、第2号について事務局からご説明いただけますか。
- 事 務 局 　　【資料2-1】をご覧ください。各部会の調査等の動向を考えるなかで、第1号と同様の構成を考えております。論文、聞き取り調査の報告、講演会報告、この講演会につきましては後程ご案内さしあげますが、1月22日

に予定しております、その講演会の報告、それから、懐かしい写真のコーナー、各部会の調査報告、これに覚え書き等を含め総項数 80 頁程度を考えております。

将来的に論文の募集をしていきたいと考えまして、【資料 2-2】にありますような投稿規定を考えてみました。満たすべき条件、分量、投稿方法、査読について、また掲載された論文の著作権、使用権についての規定案です。

委員長
事務局
ご説明いただきましたが、投稿規定は第 2 号の論文から適用ですか。募集論文については第 3 号からを考えております。第 2 号の論文につきましては、古代・中世部会にお願いしています。

古代・中世部会長
去年と今年の調査について、新しい知見がいくつかあります。資料編でそれについて細かく解説するスペースは取れないけれども貴重な事実もわかっておりますので、第 2 号では、そういったものの報告をさせていただこうと思っています。24 ページくらいをいただけるとのことなので、部会の成果報告ということで考えております。

委員
論文というと、かなりかつちりしたもので、私たち素人には書けそうにありません。論文という大きなものでなくとも、小さなコラムでよいので多くの人から書いたものを集めて市史研究の材料にしないと、市民の啓蒙の意味を持たないのではないかと思います。

事務局
さきほどのご発言にもありましたが、市史研究も委員会で内容を認めて刊行するものですので、コラムとはいえ事実と反する内容が掲載されていますと価値が下がってしまうことがあります。そうしたことを勘案したうえでコラムを募集するというのであれば検討の余地はあるかと思えます。

委員長
今後、コラムのようなものをつくったりしながら市民の方々が市史に参加していける体制をつくっていければということでもよろしいでしょうか。論文の募集は、市民の方に、より積極的に参加してもらいたいという趣旨での企画だと思うのですが、掲載の可否はどこで判断するのでしょうか。学会誌の場合でも、問題になる難しいところで、実際に行うとなるとかなりたいへんです。

近代部会長
委員
落選した人への対処はほんとうに難しいです。私が知っているのは俳句の場合ですが、賞に入れるとなったら、他に発表していない、本当に自作である、後の事は自分が責任を持つという証書を入れないとならないくらいです。だから論文となるとほんとうにたいへんでしょう。

古代・中世部会長
広く参加を呼び掛けようとする事務局のご意向はとてもいいと思うのですが、例えば論文が 3~4 本出てきたときに、資料編の作業をしながら論

文の査読を同時進行でやっていくのは現実的には厳しいと考えます。もう少し分量が少なく、例えば、高校や中学校などに募集して、その中で出てきたものに対応するというのであればできなくはないかと思うのですが、広い募集は厳しいと思います。

委員 論文には、査読者が試される場所があります。書いた人よりもずっと知識がないと査読はできません。この委員会で査読をしようとする専門部会の先生方をお願いしないと他の人ではできません。論文には構成があり書き方があるということを一般市民が理解しているとは考えにくい。論文となると、募集対象は一般市民に向けたものにはなりにくい気がします。郷土史に詳しい方や学芸員が、たまたま見かけた清瀬に関する史料でこんなことがわかったということがあれば書けるかもしれませんが、そのためには募集のPR活動をしっかりしなくてはならない。同時に、査読の委員会は何回か開かなくてはならないでしょう。そういったことを考えると研究論文の募集は難しい気がします。一般の人に呼び掛けるなら、もう少し短いもの、根拠がはっきりしているもの、はっきりしていないならはっきりしていないことをうたっているもの、そういう位置づけが必要だと思います。

委員 論文という位置づけが必要でしょうか。この形以外では認められないですか。

事務局 市史編さんの事業が進んでいくなかで関心を持つ方も増えるでしょうから、論文として参加していただけたらよいのではないかという思いがあり、提案させていただいております。すぐに実現ということでもなく、ご意見をいただき検討していければと思っております。

委員 論文でなく、随筆、随想、思い、といった形で募集する方法もあろうかと思えます。ただ、人の原稿を編集するのはたしかにたいへんです。公に刊行する場合には用字、用語のチェックが必要ですが、そういうこともご存じない方もあり、赤を入れるだけで反発する人もいるくらいです。

委員 第1号の論文は、あれだけしっかり書かれたものでも、浄土宗の詳しい人のなかには批判している人もあるくらいです。

古代・中世部会長 第1号の論文を書いたのは研究者で、批判は受けられる立場ですので批判していただいて構わないのですが、募集した論文の場合、書き手が市民の方だと掲載されたときに批判されても市の対応が難しいのではないのでしょうか。

委員長 どうやら「論文であり」というところが問題になるようです。知的財産の問題を考えると市が当事者になってしまう可能性もありますので、投稿規定の文章も吟味しておく必要があります。

それでは、投稿規定に関しましては、論文でなくとも他の条件を満たしていればよいとするか、また、この投稿規定を今回載せるかどうかについても今後検討する、ということによろしいでしょうか。

副市長 市の責任もありますので、第3号以降どうするかについては事務局で検討させてください。

委員 論文投稿とは別件ですが、よろしいでしょうか。正直なところ第1号は地味だなという印象です。表紙を開けて最初に目を引くものがあった方がいいです。せっかく写真のコーナーがあるので、これを巻頭にもってくることはできませんか。カラーといわないまでも、最初に目を引く記事があると読む気持ちになってもらえると思いますので、ぜひご検討ください。

委員長 それは貴重なご意見ですね。それでは市史研究第2号についてはそのようなことによろしいでしょうか。

委員 了承

6. その他

委員長 それでは、議題6「その他」に移ります。事務局からありますか。
事務局 さきほど少し触れましたが、市史に関する講演会を行いたいと考えております。『市史研究 きよせ』第1号が出ましたので、市史研究を読む、というような位置づけで委員長の根岸先生にお話をいただきます。「清戸の戦国と江戸」という演題をいただいています。

来年1月22日(日)午前10時から12時まで、場所は生涯学習センターの講座室1を予定しています。

チラシ等作成してご案内させていただきます。

委員長 講演会を、ということですので、「清戸の戦国と江戸」ということでお話をしたいと思っております。戦国の清戸は、実はもっと範囲が広がったのではないかと、柳瀬川の対岸も清戸といていたのではないかとといったことを、戦国の終わりから江戸のはじめにかけて、「清戸」という地名のある文書が数点ありますので、そういったものも基にしてお話できればと思っています。

ほかに何かございますか。

近代部会長 清瀬の土地勘がないものですから、市内巡見をしたいと思っています。特に清瀬駅の南側についてご案内いただくと助かります。

委員長 近現代の方々を中心に案内するといった企画ですね。
事務局と相談していただいて、場合によっては他の方のお話も伺いながら廻るのもよいかもしれませんね。

委員 詳しい委員もいらっしゃいますし。

- 委員 講演会も興味深い企画ですが、市史編さんの進捗状況の、市民への説明を、やはりどこかでしたほうがよいと考えます。どうなったのか、何をやっているのか、という声もありますので、説明する方法を考えていただけたらと思います。先生の講演会と同時にそれができるのかどうかわかりませんが。
- 委員長 市民からご協力いただくためにも、市史を市民のものにするためにも重要だと思いますので、考えなくてはなりませんね。
- 委員 市報に「市史編さん委員会だより」といった欄を設けてもらって、そこに発表していくというのはいかがでしょうか。
- 委員 市報を読んでいる人は多いので、そこに編さんの経過が書いてあれば市民の反応も違うと思います。いろいろな方法があると思います。
- 委員長 貴重なご意見をありがとうございます。方法についてはまたご意見いただけたらと思います。

5-3.次会委員会について

- 事務局 次会の日程は3月下旬を考えております。
会議の具体的な日程につきましては、追って調整させていただきます。

7. 閉 会

- 委員長 それでは、以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。
これで平成28年度第2回市史編さん委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

普及啓発版について

<基本方針（4）>

「市史編さん事業への関心を高め、その取り組みをPRする目的で、普及啓発版（仮称）の刊行を行う。」

1. 普及啓発版の概要

- 1) 平成 32 年に、市制施行 50 周年を記念して清瀬市史普及啓発版を刊行する。
- 2) 写真を多く取り入れ、解説も平易な記述とするなど、広く市民に親しまれる内容構成にする。
- 3) 気軽に手に取って読みやすい形態として A4 版、50 ページ程度の冊子とする。

2. 構成（別紙参照）

- 1) 主に清瀬が村になって以降の、写真がある時代についてとりあげる。
- 2) 市制施行 50 周年にちなんで、主なテーマを 50 設定する。
- 3) 各テーマにつき写真と解説文で誌面を構成する。
- 4) 清瀬の基礎となる重要なテーマに関しては、図版をメインに紹介する。
- 5) 資料編として、年表や航空写真等をのせる。

3. 発行までのスケジュール

平成 28（2016）年＝4年前…方向性を決める

平成 29（2017）年＝3年前…内容案の具体化、調査など編集準備

平成 30（2018）年＝2年前…原稿作成など具体的な編集作業

平成 31（2019）年＝1年前…編集作業の仕上げ、調整

平成 32（2020）年＝市制施行 50 周年＝刊行/実施

*平成 32 年には、市史研究第 6 号、近世資料編も発行予定

<参考：市史関連書籍発行予定>

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
【資料編】											
I 考古									○		
II 古代・中世						○					
III 近世							○				
IV 近代										○	
V 現代								○			
【通史編】											
通史編											○
【その他】											
普及啓発版							○				
(仮称)市史研究		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

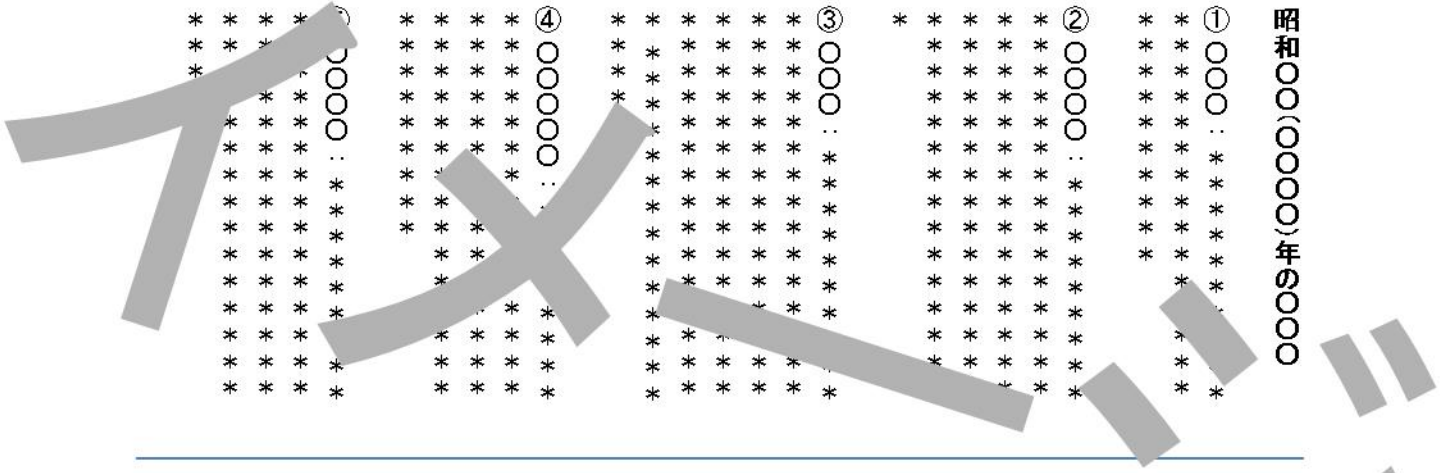
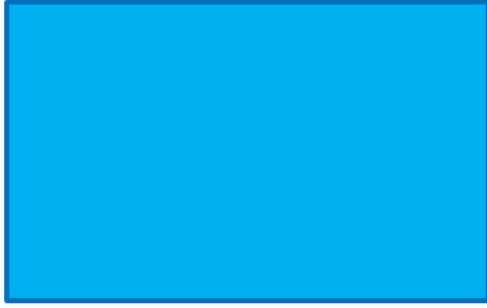
普及啓発版構成案

清瀬を写真で振り返る50のテーマ(案)

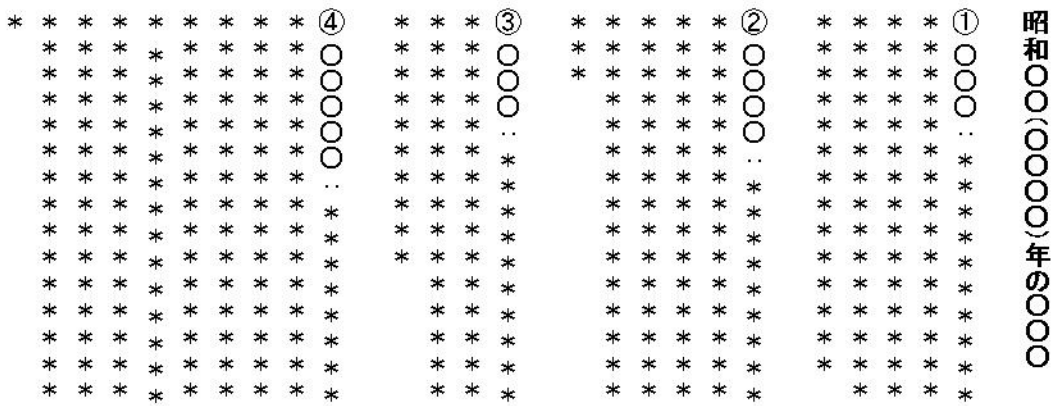
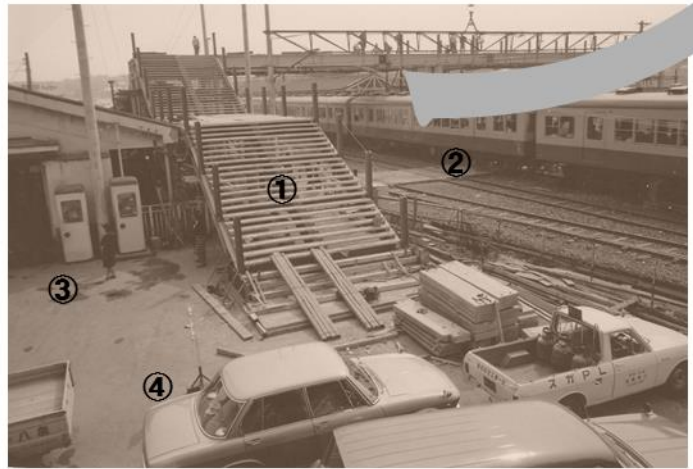
1頁			
2頁	巻頭挨拶		
3頁			
4頁	目次		
5頁			
6頁	遺跡・東山道(市内の遺跡や悲田処等について)	(図 版 中 心)	
7頁			
8頁	北条氏と清戸番所		
9頁			
10頁	鷹場		
11頁			
12頁	村絵図		
13頁			
14頁		(写 真 中 心)	
15頁			
16頁			
17頁			
18頁			
19頁			
20頁			
21頁			
22頁			
23頁			
24頁			
25頁			
26頁	清瀬を写真で振り返る 50テーマ × 1/2頁		
27頁			
28頁			
29頁			
30頁			
31頁			
32頁			
33頁			
34頁			
35頁			
36頁			
37頁			
38頁			
39頁			
40頁			
41頁	資料: 空中写真(村・町・市)		
42頁			
43頁			
44頁	資料: 文化財・伝統芸能・祭り等		
45頁			
46頁			
47頁	資料: 年表		
48頁			
49頁			
50頁	書誌		

分類	テーマ
街の様子	清瀬駅北口前
	商店街1
	商店街2
	団地
	病院
	大型スーパー
	駅前の変遷
	ロードギャラリー
	中央公園
	空襲(空中写真)
	旧海軍通信基地
	消防団・消防署
交通	志木街道
	小金井街道
	初代清瀬駅
	二代目清瀬駅
	秋津駅
	バス
	橋
農業	農業(昭和)
	農業2(昭和)
	茶摘み
	民具(農業)
	農業3(現代)
民俗・生活	嫁入り
	葬列
	お正月
	お盆
	うちおり(機織り)
	町民運動会
	市民祭り
子ども	小学校
	中学校
	子どもの服装
	子どもの遊び
自然	柳瀬川
	金山公園
	雑木林
役場・役所	清瀬村(村役場等)
	清瀬町役場
	清瀬市役所
	現在の市役所(新庁舎?)
自由枠 (テーマに 囚われず写 真を検討す る枠)	1
	2
	3
	4
	5
	6
	7
	8

現在の様子



現在の様子



市史研究きよせ第 2 号 構成案
総ページ数 74 p (第 1 号同様)

*目次 (1 p)

◇論文 (24 p)

◇ききとり調査報告 (近現代部会) (20 p)

◇講演会報告 (2 p)

◇写真館 (4 p)

◇専門部会調査報告 (2 p × 5 部会 = 10 p)

◇覚え書き (11 p)

基本方針 4 p / 編さん委員会開催状況 1 p / 市史で候タイトル一覧 3 p / 関係者名簿 2 p

☆第 3 号投稿規定 1 p

*資料提供のおねがい (こんな資料をお持ちではありませんか) (1 p)

*編集後記・書誌 (1 p)

<参考: 第 1 号目次> 総ページ数 74 p (目次・書誌ページ含む)

*目次 1 p

○発刊にあたって (市長) 2 p

○市史編さんに向けて (委員長、委員メッセージ) 11 p + 2 = 13 p

○論文 25 p

○清瀬の昔をきく 団体代表委員・専門部会情報交換会 5 p

○きよせ懐かし写真館 5 p

資料収集のよびかけ 1 p

○清瀬年表 4 p

○平成 27 年度専門部会活動報告 (古代・中世部会) 6 p

○市史編さん覚書

基本方針 4 p / 編さん委員会開催状況 2 p / 市史で候タイトル一覧 2 p / 関係者名簿 2 p

*編集後記・書誌 1 p

『市史研究きよせ』論文投稿規定

①論文であり、以下の条件を満たすこと。

清瀬に関連する

未発表である

新しい見解が示されている

論拠が明確である

なお、図等の転載は執筆者が許諾等の手続きを行なうこと。

②原稿用紙 30 枚～40 枚程度（図表を含む）

③データ入稿とする。原稿データを保存したCDもしくはDVDおよび印刷原稿 1 部を送付すること。送付された原稿は返却しない。

④清瀬市史編さん委員会の委員による査読を行い、上記の条件に当てはまる論文のみ掲載する。

⑤投稿の際には、氏名・住所・電話番号・メールアドレス（パソコンに限る）を明記すること。

⑥掲載された論文の著作権・使用权は市に帰属する。論文の電子媒体（ホームページ等）で公開する権利を市が保有する。なお、論文は掲載後 1 年間は転載を禁止し、1 年経過後も市の許可を必要とする。